

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価のウェート	A 者
	登録部門の建設コンサルタント登録等	下記の順位で評価する。	① 建設コンサルタント登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外			
専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成25年度以降公示日までの国、都道府県、政令市発注業務実績について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①②以外は選定しない。	10点 6点 非選定	10 10 10	5 5 5	建設コンサルタントの登録あり 同種業務の実績がある。 ○河川管理施設監理検討業務 ○河川管理施設監理検討業務
成績・表彰	過去4年間の業務成績	政令市に在る前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の平成31年度～令和4年度に完了し、某種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質業務の企業成績評定の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 →30 (⑦)4点以上75点未満→18 (⑬)68点以上69点未満→6 (⑧)73点以上74点未満→16 (⑯)67点以上66点未満→4 (⑨)72点以上73点未満→14 (⑮)65点以上67点未満→2 (⑩)71点以上72点未満→12 (⑭)60点以上63点未満→0 (⑪)70点以上71点未満→10 (⑫)69点以上70点未満→8 (⑬)69点以上70点未満→8 なお、当該期間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)業務の業務成績を評価できない場合には加点しない。	30	30	5 3点 0点	OR4局長表彰 OR5局長表彰 ○建設技術検討業務 ○道路予備設計業務
優良表彰	過去2年間の業務表彰の有無	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の令和4年度～令和5年度(表彰年度)の土木関係建設コンサルタント業務の優良業務表彰の実績について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり ③ なし	5	5	5 3点 0点	局長表彰の実績あり OR4局長表彰 OR5局長表彰
資格要件	技術者資格等	表彰の認定の翌日から参加表明書の提出期限までに、北陸地方整備局長から文書注意以上の措置を受けた場合は、優良業務表彰資格の加点をしない。 下記の順位で評価する。 ① 河川維持管理技術者資格 ② ①以外は選定しない	5	5	5 3点 0点	河川維持管理技術者 同種業務の実績がある。
予定管理制度の経験及び能力	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 過去10年間に相当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の令和2年度～令和5年度に完成しTECRISに登録されている業務のうち、管轄区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。ただし、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ① 国賀川河川事務所における業務実績あり。 ② 福島県内で国、県、政令市の業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。	5	5	5 3点 0点	河川管理施設監理検討業務 同種業務の実績がある。
情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無 過去4年間に相当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の令和2年度～令和5年度に完成しTECRISに登録されている業務のうち、管轄区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。ただし、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ①80点以上 →30 (⑦)4点以上75点未満→18 (⑬)68点以上69点未満→6 (⑧)73点以上74点未満→16 (⑯)67点以上66点未満→4 (⑨)72点以上73点未満→14 (⑮)65点以上67点未満→2 (⑩)71点以上72点未満→12 (⑭)60点以上63点未満→0 (⑪)70点以上71点未満→10 (⑫)69点以上70点未満→8 なお、当該期間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)業務の技術者成績を評価できない場合には加点しない。	30	30	5 3点 0点	河川維持管理技術者 阿賀川河川事務所 同種業務の実績がある。
専門技術力	専門技術力	過去4年間に相当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)の令和2年度～令和5年度に完成しTECRISに登録されている業務のうち、管轄区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の技術者成績評定の平均点を下記の順位で評価する。ただし、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ①80点以上 →30 (⑦)4点以上75点未満→18 (⑬)68点以上69点未満→6 (⑧)73点以上74点未満→16 (⑯)67点以上66点未満→4 (⑨)72点以上73点未満→14 (⑮)65点以上67点未満→2 (⑩)71点以上72点未満→12 (⑭)60点以上63点未満→0 (⑪)70点以上71点未満→10 (⑫)69点以上70点未満→8 なお、当該期間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係事務に関することを除く)業務の技術者成績を評価できない場合には加点しない。	30	30	5 3点 0点	河川管理施設監理検討業務 同種業務の実績がある。
専門技術力	専任性	過去4年間の技術者の有無 5年度(表彰年度)の土木関係建設コンサルタント業務の優良技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり ③ なし	5	5	5 3点 0点	河川管理施設監理検討業務 同種業務の実績がある。
業務実施体制	業務実施体制の要当性	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・手持ち業務の契約金額が1億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ・担当業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。 下記項目に該当する場合は選定しない。 ・主たる部分が再委託予定。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然。 ・業務の分担構成による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	-	-	0件 0万円	設計共同体 ○計画準備、河川の状態把握、巡回結果報告書 ○点検結果評価案の検討、対策工法と優先順位 の検討、現地調査確認など
	合計				100	C
	選定				92	1
	順位					

[1] 同業務：①河川管路施設又は河道に関する点検業務、河川維持管理計画に付随する点検業務、河川維持管理計画に付随する点検業務